

公 示 日 : 2024 年 12 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 24a00858

国 名 : アンゴラ国

担 当 部 署 : 経済開発部農業農村開第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : アンゴラ国農業開発促進アドバイザー業務

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業開発促進アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 1 月下旬から 2027 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 9.50
- (3) 業務日数 :

準備業務	各現地業務期間の間での整理／準備業務	現地業務	整理業務
5 日	4 日 × 最大 5 回	240 日 (最大 5 回)	5 日

複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間 25 ヶ月未満を予定し、12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の 19%を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 19%を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の 2%を限度とする。

（５）部分払いの設定¹

本契約については、以下の時期での部分払いを計画します。

- １）2025 年度（2026 年 2 月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （２）見積書提出部数：1 部
- （３）提出期限：2024 年 12 月 25 日（水）（12 時まで）
- （４）提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年1月10日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	政策提言を含む農業分野のアドバイザー業務
対象国及び類似地域	アンゴラ国及びアフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

アンゴラは国土の47%にあたる3,500万ヘクタールが耕地面積と推定されて

いるが、農業に利用されているのはその 16%に過ぎない。長期に渡る内戦や石油収入への依存により多角的な産業育成が停滞した結果、国内 GDP の 28.2%を石油関連産業が占めるのに対し、農業畜産・林業分野は 6.2%に留まっている（2023 年、中央銀行）。加えて、同国の農業生産量の 8 割以上を家族経営による小規模農家が担っているが、耕作面積の約 98%（2023 年、農業開発院）は灌漑が整備されておらず、天水に頼った伝統的な農業を営んでいることから、国民の食料安全保障を確保するための農業生産能力向上が国にとっての急務となっている。

同国の国家開発計画（Plano de Desenvolvimento Nacional : PDN）2027（2023～2027 年）は国家の食料安全保障の確保を重点分野に掲げ、インフラ整備や資材投入、また農業組合の強化による小規模農家の生産性向上を重視している。また、2022 年の大統領令で発表された穀物 5 年計画「Plan grao」は、穀物（コメ、大豆、小麦、トウモロコシ）の自給率の向上を念頭に、大規模農家への支援やインフラ整備等に対する投資を予定しているが、本格的な実施はこれからである。今後、同国の食料安全保障の強化のためには、農業生産のためのインフラ整備、種子・肥料政策、農産物のバリューチェーン開発などに係る各種プログラムを、農業林業省（Ministério da Agricultura e Florestas : MINAGRIF）が主体的に推進することが重要である。

これまで、JICA は同国において、農業政策の策定支援及び政策実施を促進することを目的に「農業政策アドバイザー」（2021 年 8 月～2023 年 8 月）を派遣し、国家稲作開発戦略（NRDS）策定に係るタスクフォースを結成したが、NRDS はいまだ政府承認されていない。また、2024 年 4 月から 2029 年 4 月までの予定で、技術協力プロジェクト「東部地域稲作振興プロジェクト」を実施しており、東部 2 州において稲作振興に向けた種子生産、技術普及、収穫後処理の改善を目指している。同事業では、MINAGRIF 傘下で農業開発と技術普及を担う農業開発院（Institute of Agrarian Development : IDA）、種子供給を担う国家種子サービス（National Seeds Service : SENSE）、農業試験場を有し農業研究政策を担う農業研究院（Agricultural Research Institute : IIA）等、複数の農業関連機関と連携しながら、地方部での事業を中央省庁と連携して推進していくことが重要となる。

さらに同国は、JICA の農業協力を広く展開していくポテンシャルを有する。現在、同国で市場志向型農業（SHEP）を推進すべく、新規の国別研修の立ち上げ

が予定されていることから、研修と連携して農業林業省内や農業普及員の人材育成を戦略的に進めていくことが期待される。また MINAGRIF の食料安全保障部門においては、保健省も含めたマルチセクターの栄養改善のためのタスクフォースが結成される動きがあり、課題となっている戦略形成に向けたデータ収集・分析能力の強化の観点で、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ (IFNA)」に関連した協力の可能性もある。他にも、過去の分析により、同国には小規模灌漑が可能なエリアが 2,344 ha 存在し、隣国のザンビアで展開している地域密着型小規模灌漑 (COBSI) アプローチを適用できる可能性も示唆されていることから、これに関する課題別研修への参加やザンビアの現場の視察なども摸索することができる。

かかる背景の下、MINAGRIF および関係機関における情報共有・調整、他の開発パートナー等と連携した農業政策の策定・実施、プロジェクトの実施推進を担うべく、アンゴラ政府から「農業開発促進アドバイザー」の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、アンゴラ国農業林業省をカウンターパート（以下、「C/P」という。）機関とし、アンゴラにおける農業セクターの現状を把握した上で、日本や周辺国における農業開発の経験を踏まえ、同省の戦略・政策の策定・実施にかかる助言・提言・活動フォローなどを行う。本業務を通じて、以下の成果が発現することが期待される。

成果 1：農業セクターの開発課題の現状、開発戦略・政策、実施体制にかかる情報が収集され、分析される。

成果 2：「東部地域稲作振興プロジェクト」と連携・補完しながら、稲作振興に向けた政府・関係機関の取組が推進される。

成果 3：研修事業、アグロビジネス振興、SHEP、IFNA 等の JICA 協力を後方支援しながら、中長期的な JICA の協力方針が検討される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 1 月下旬～2025 年 2 月中旬)

① 情報収集と現状把握、課題分析

・ JICA 報告書、他ドナー報告書、アンゴラ政府作成の関連報告書、農業政策や農業開発のための国家戦略などを確認し、アンゴラの農業セクターの

現状と課題を把握、分析する。

- ・ JICA のアンゴラや周辺国における農業分野での協力概要を把握する。この時、ザンビア、モザンビークなどの周辺国における取り組みや研修の機会を本業務で活用することを見据えて情報を収集する。

② 現地業務の内容、ワークプランの検討

- ・ JICA 経済開発部及びアンゴラ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を検討・整理する。

- ・ ワークプラン案（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部及び JICA アンゴラ事務所に共有する。必要に応じて協議を行い、修正する。

（２） 現地業務（2025 年 2 月中旬～2027 年 2 月中旬）

現地業務は計 4～5 回、各 45 日～60 日間（合計 240 日）を想定している。最終的な現地業務実施時期や渡航回数と 1 回あたりの滞在日数は、本業務従事者と JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所で相談の上決定する。

① ワークプランの承認・提出

- ・ 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

- ・ 「東部地域稲作振興プロジェクト」の専門家と連絡を取り、ワークプランに基づいた活動計画について相談する。

② 関係機関の概要把握と関係構築

- ・ 中央政府及び地方の農業林業省傘下機関（農業林業省地方局、IDA、SENSE、IIA 等）の組織概要にかかる情報収集を行うとともに、各機関の関連性を確認する。

- ・ 帰国研修員など JICA 事業関係者の情報を集め関係を構築し、活動状況を把握する。

③ 活動方針の検討

- ・ 情報収集や分析等を経て特定された課題に対する必要な活動（過去の協力のフォローアップ、パイロット活動や研修、ワークショップ等）を検討、提案する。

- ・ JICA が周辺国で実施している協力案件との連携方針を検討する。

- ・ 帰国研修員などの活動支援の方針を検討する。

④ 活動の実施

- ・ 上記検討結果を元に、活動の優先順位を決定し実施する。この際、周辺国

のリソースを効率的に活用する。

- ・ 帰国研修員の活動を支援する。
- ・ JICA 本邦研修・広域研修などを活用し、戦略的な人材育成を支援する。

⑤ 農業林業省の実施能力向上に資するフォロー活動の実施と政策提言

- ・ 前述の活動を行う際、検討、企画、実施のそれぞれのタイミングで農業林業省を巻き込み、主体性を引き出す。
- ・ 同セクターにおける他ドナーの活動について情報収集を行い、C/P と共に予算活用も含めた連携の可能性を検討する。
- ・ 試行した活動と結果を踏まえて、アンゴラにおける今後の農業振興に向けた政策、活動について助言と提言を行う。

⑥ JICA による協力方針の検討

- ・ JICA 経済開発部や JICA アンゴラ事務所と、農業・農村開発分野における JICA の協力方針の検討に関する協議を行う。この際、アンゴラ国の状況を踏まえた助言を行う。また、必要に応じて C/P やその他国内関係者、周辺国で実施中案件の関係者等との調整、協議を行う。

⑦ 現地業務結果報告書の作成（各現地業務終了時）

- ・ 各現地業務終了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ・ JICA アンゴラ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、その後の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 各現地業務期間の間での整理／準備業務

- ・ JICA 経済開発部に活動の進捗状況報告を行うとともに、今後の活動の方向性について打合せを行う。
- ・ 次回渡航時の活動方針検討に必要な情報収集を行う。
- ・ 必要に応じて、現地 C/P や帰国研修員などの活動を遠隔でサポートする。

(4) 整理業務（2027 年 2 月中旬～2027 年 2 月下旬）

- ・ 帰国報告会を実施し、現地業務結果の報告を行う。
- ・ 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部及びアンゴラ事務所に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（データ：英文、和文）

各現地業務開始時に作成し、JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所、及び C/P 機関に提出する。

(2) 現地業務結果報告書（データ：英文、和文）

各現地業務終了時に作成し、JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関に提出する。ただし、最終渡航時の現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（英文、和文各 3 部）

2027 年 2 月 26 日（金）までに、JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関に提出する。専門家業務完了報告書には農業政策に関する提言を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として取りまとめる。C/P と協働して作成した各種普及教材や資料については各次報告書に参考資料として添付して提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）（2024 年 10 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」「別添資料 3 特別宿泊料単価」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費
計上不要。

(3) その他留意事項

ルアンダにおける宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 37,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：JICA アンゴラ事務所がアシスタントの備上を行う予定です。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA アンゴラ事務所がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：農業林業省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

④ アンゴラは公用旅券による渡航が必要な国です。公用旅券の申請にあたっては事前に渡航期間などを明示したうえで JICA に申請を行ってください。また原則として日本からの直行での渡航に限る（他国からの渡航が認められない）ことに留意してください。（例外的な対応については業務主管部門と相談。）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ 案件概要表
- ・ 「農業政策アドバイザー」（2021年8月～2023年8月）業務完了報告書
- ・ 「東部地域稲作振興プロジェクト」業務計画書
- ・ 関連事業（JICA 企業提案型事業「DX 組込型アンゴラ農協モデル実証事業」（実施中））についての概要資料

② 公開資料

- ・ 「東部地域稲作振興プロジェクト」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202108473_1_s.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本アドバイザーの渡航地域は、ルアンダを拠点とし、安全対策措置上関係者の業務渡航が「禁止」とされている地域を除きます。東部モシコ州、ルンダスール州は未撤去地雷が残されている可能性がある地域ですが、これまでの調査により人々の生活圏および耕作歴のある地域については安全性が確保されてい

ると見なされ、技術協力プロジェクトも実施中です。ただし活動を行う際は、改めて情報収集を行い、地雷除去が完了しているエリアのみに活動対象地を限定してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑥ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑦ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上